



人材紹介サービスの課題事項等について

「規制改革推進会議WG」提出資料

令和5年4月14日



公益社団法人

全国老人福祉施設協議会

Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

■ 政府・与党に対する要望（令和4年度）

<介護職の職業紹介事業に対する指導の強化>

- 厚生労働省では、「職業紹介事業者に対するガイドライン（平成 11 年労働省告示第 141 号）」を定めており、その中で、有料職業紹介事業者について、①**転職の勧奨禁止（無期労働者について紹介就職後 2 年間）**、②**早期離職の場合の返戻金制度の整備**、③**紹介手数料・返戻金の明示**、④**求職者への金銭提供しないことが示されている。**
- しかしながら実態としては、これが守られていない状況がある。
- このため、この事項を単に労働局の職業紹介事業者に対する定期指導監督のチェック項目に盛り込むだけでなく、介護事業者からの苦情窓口を整備してその情報に基づいて是正指導を行うことや、この事項に絞った管内全事業所に対する集中的な指導監督を行うなどにより、**労働局による指導監督の強化**を強く願います。

■ 行政対応状況

- 令和5年2月1日に「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口を整備

介護現場において人材紹介業の与える影響や問題点

■問題の所在

- 各介護事業者は、ハローワークをはじめとした求人媒体や学校訪問等で求人活動を行っても、有効求人倍率が3.64倍と依然高いため、採用がはかどっていない。
- また、採用に結びつく効果の大きかった媒体・経路では、1位：ハローワーク、2位：人材紹介会社、3位：職員からの紹介となっており、有料の人材紹介会社を利用している。
- 一方、令和3年度特別養護老人ホームの収支状況は、従来型の赤字施設割合が42.0%、ユニット型の赤字施設割合が30.5%となっており、各介護事業者は、支出の削減に努めているが、もはや限界である。
- しかし、介護事業者の収入である介護報酬や利用料は公定価格であるため、人材紹介の手数料分を転嫁することができない。
- さらに、令和4年度は物価高騰は一層進んでおり、令和4年度決算においては、大多数の介護事業者が赤字に落ち込む危険性がある。
(最近では電気代が2倍以上に高騰したという例もある。また、食材費も高騰している。)

【参考】

※ 令和4年版高齢社会白書（内閣府）

※ 2022年度（令和4年度）特別養護老人ホーム人材確保に関する調査（独立行政法人福祉医療機構）

■施設の経営状況①

(図表 5) 2021 年度 定員規模別 特別養護老人ホーム（従来型）の経営状況

指標名	単位	29 人以下	29 人超 60 人以下	60 人超 80 人以下	80 人超 100 人以下	100 人超	従来型 全体
施設数	—	68	808	417	295	168	1,756
定員数(特養入所)	人	24.2	49.9	74.9	93.6	135.1	70.3
定員数(短期入所)	人	9.4	12.5	13.8	13.4	15.1	13.2
利用率(特養入所)	%	95.3	94.5	93.9	93.3	92.1	93.7
利用率(短期入所)	%	81.3	77.9	80.8	82.3	80.2	79.7
特養待機登録者数	人	54.8	111.3	125.0	151.1	201.1	127.6
要介護度(特養入所)	—	3.99	4.02	3.98	3.96	3.94	3.98
利用者単価	円	12,305	12,272	12,282	12,498	12,743	12,406
利用者 10 人当たり従事者数	人	7.97	6.99	6.59	6.55	6.27	6.68
うち介護職員数	人	4.76	4.23	4.14	4.28	4.08	4.20
定員 1 人当たりサービス活動収益	千円	4,193	4,106	4,131	4,205	4,242	4,158
人件費率	%	67.0	66.8	65.5	65.5	65.3	65.9
経費率	%	26.5	28.3	28.2	28.8	27.8	28.3
サービス活動増減差額比率	%	0.7	0.3	2.0	1.6	2.7	1.4
経常収益対経常増減差額比率	%	0.1	0.5	2.2	1.9	2.7	1.6
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,775	4,281	4,455	4,561	4,847	4,468
赤字施設割合	%	44.1	45.9	39.3	39.3	33.3	42.0

※2021 年度（令和 3 年度）特別養護老人ホームの経営状況について（独立行政法人 福祉医療機構）

■施設の経営状況②

(図表 6) 2021 年度 定員規模別 特別養護老人ホーム（ユニット型）の経営状況

指標名	単位	29 人以下	29 人超 60 人以下	60 人超 80 人以下	80 人超 100 人以下	100 人超	ユニット型 全体
施設数	—	1,134	775	563	496	222	3,190
定員数(特養入所)	人	27.4	47.2	75.8	95.6	128.7	58.4
定員数(短期入所)	人	11.5	12.4	14.6	14.5	15.5	13.3
利用率(特養入所)	%	95.1	94.6	93.8	93.0	92.7	93.8
利用率(短期入所)	%	76.7	77.1	79.7	76.0	76.1	77.3
特養待機登録者数	人	46.9	69.5	88.5	87.5	108.8	70.4
要介護度(特養入所)	—	3.97	3.94	3.89	3.83	3.79	3.88
利用者単価	円	14,599	14,423	14,466	14,609	14,802	14,565
利用者 10 人当たり従事者数	人	8.92	8.17	7.86	7.58	7.45	7.98
うち介護職員数	人	5.79	5.45	5.39	5.33	5.24	5.44
定員 1 人当たりサービス活動収益	千円	4,904	4,863	4,862	4,873	4,938	4,883
人件費率	%	65.1	63.8	63.2	61.6	62.1	63.1
経費率	%	23.9	24.6	24.8	25.2	24.5	24.7
サービス活動増減差額比率	%	3.0	4.4	4.5	5.8	6.3	4.8
経常収益対経常増減差額比率	%	2.2	3.8	3.9	5.1	5.8	4.1
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,888	4,110	4,245	4,328	4,505	4,202
赤字施設割合	%	37.9	29.9	26.6	23.8	18.9	30.5

※2021 年度（令和 3 年度）特別養護老人ホームの経営状況について（独立行政法人 福祉医療機構）

■ 人材紹介業の与える影響や問題点

① 施設運営に与える影響

- ・1年間に人材紹介会社に支払った手数料の総額は1施設当たり354.5万円
※定員が少ない介護事業者ほど介護報酬は少なくなるため、定員が多い介護事業者と比較した場合、定員が少ない介護事業者のほうが人材紹介手数料の負担割合が大きくなる。
また、有料の求人サイトや新聞広告等の採用に関わる費用も同様に負担となる。

② マッチング

- ・人材採用のミスマッチが生じている。
※職業紹介事業者の利用に対する満足度が低い施設は、職業紹介事業者経由で採用した職員の定着率が、ほかの採用経路で採用した職員よりも低いと回答した施設が多かった。
2022年度（令和4年度）特別養護老人ホーム人材確保に関する調査（独立行政法人福祉医療機構）

③ 転職勧奨

- ・介護事業所で働く職員に対し、転職勧奨を行う。
※同じ職業紹介事業者からの転職勧奨を禁止されているが、他の職業紹介事業者が転職勧奨を行う。
※各介護事業所に直接連絡し、転職勧奨を行う。

■改善策①

・ハローワーク等の無料職業紹介の機能強化

※求職者が有料職業紹介を利用する状況を確認し、無料職業紹介も同等のサービスを実施し、求職者が利用しやすい環境を整備する。

・ハローワークの指導監督強化

※介護事業者からの苦情窓口の情報に基づいて、管内全事業所に対する集中的な指導監督を行うなどにより、労働局による指導監督を強化する。

・早期離職の場合の返戻金制度の義務化（雇用契約期間または1年間の期間を設ける）

※有料職業紹介事業者は、返戻金制度を設けることが望ましい。となっているが、雇用契約期間または1年間の期間を設けた返戻金制度を義務化し、人材採用のミスマッチを生じないようにする。

・お祝い金等「社会通念上相当と認められる程度の金銭などの提供」の禁止

※「就職お祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供して求職の申し込みの勧奨を行うことを禁止しているが、「社会通念上相当と認められる程度の支給」は認められている。そのため、「社会通念上相当と認められる程度」の金額等も禁止する。

【参考】周知用リーフレット「就職お祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供して求職の申し込みの勧奨を行うことを禁止しました

■改善策②

・6か月以内離職者数の公表等の掲載期間を10年間に延長

※求人者及び求職者は、職業紹介事業者を選ぶ際の判断材料が増えるため、求人者や求職者のニーズに合った職業紹介事業者を選びやすくする。

・定着率の改善や悪化・特別な事情がある定着率の増減等の判断材料とするため。

・職業紹介従事者研修の「外部講習の参加」を促進

※職業紹介事業所に従事する職員は、一般社団法人日本人材紹介事業協会等の研修を利用し、法令や求人者及び求職者のマッチングの精度を向上させる。

・施設事業所へ直接連絡するような、転職勧奨を禁止

※職業紹介事業者は、退職の意思がある人以外の転職勧奨を禁止させる。

・退職の意思が無い人に対しても、直接事業所に連絡し、転職勧奨を行う事例がある。

・在留資格「特定技能」等の外国人材にも同様に、転職勧奨を行う事例がある。